

平成30年度

広島労働局行政運営方針

～セーフワーク (Safe Work)・チェンジワーク (Change Work) ひろしま～

厚生労働省

広島労働局

平成 30 年度広島労働局行政運営方針目次

～セーフワーク (Safe Work)・チェンジワーク (Change Work) ひろしま～

第1 広島県の労働行政を取り巻く状況と課題	1
1 最近の経済情勢	1
2 最近の雇用をめぐる動向	1
3 当局における労働行政の現状と主要な課題	2
(1)セーフワーク(Safe Work)～「安全で健康に働ける職場づくりへの課題」～	3
(2)チェンジワーク(Change Work)～「安心して働ける職場づくりへの課題」～	3
第2 広島労働局行政運営の重点施策	5
1 総合労働行政機関として推進する重点施策	5
(1)総合労働行政機関としての機能(総合性)の発揮	5
(2)地域に密着した行政の展開	5
2 雇用環境・均等行政の重点施策	6
(1)働き方改革の推進	6
(2)女性の活躍と両立支援の推進	7
(3)安心して働くことができる環境整備の促進	8
3 労働基準行政の重点施策	9
(1)安心して働ける職場づくりへの取組	9
(2)安全で健康に働ける職場づくりへの取組	11
(3)労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償への取組	12
4 職業安定行政の重点施策	12
(1)ハローワークのセーフティネットとしての機能強化	12
(2)人材確保対策や労働生産性の向上等による労働環境の整備	13
(3)女性、若者、高年齢者、障害者等の多様な働き手の参画	15
(4)地方自治体との連携による雇用対策	18
(5)地域のニーズに即した公的職業訓練の推進	18
5 総務関係業務等の重点施策	19
(1)保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応	19
(2)労働保険適用徴収担当部署の重点施策	19
第3 広島労働局行政運営にあたっての基本的な対応	20
1 法令順守の徹底と行政サービスの向上	20
(1)法令順守の徹底	20
(2)行政サービスの向上と維持	20
2 広報の強化・充実	20

平成 30 年度広島労働局行政運営方針

～セーフワーク (Safe Work)・チェンジワーク (Change Work) ひろしま～

第 1 広島県の労働行政を取り巻く状況と課題

1 最近の経済情勢

広島県の景気は緩やかに回復している状況が継続している。

需要項目別に概観すると、設備投資、住宅投資は緩やかに増加している。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。輸出は弱めの動きとなっている。個人消費は底堅く推移している。

なお、先行きのリスクとしては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を始めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要がある。

2 最近の雇用をめぐる動向

最近の広島県内の雇用情勢をみると、求人が増加し、求職者が減少する傾向が続いている。

新規求人数（原数値）は前年同月を下回った月もあるが、平成 22 年 2 月から、増加傾向にある。有効求人数（同）については同年 4 月から同比で増加が続いている。

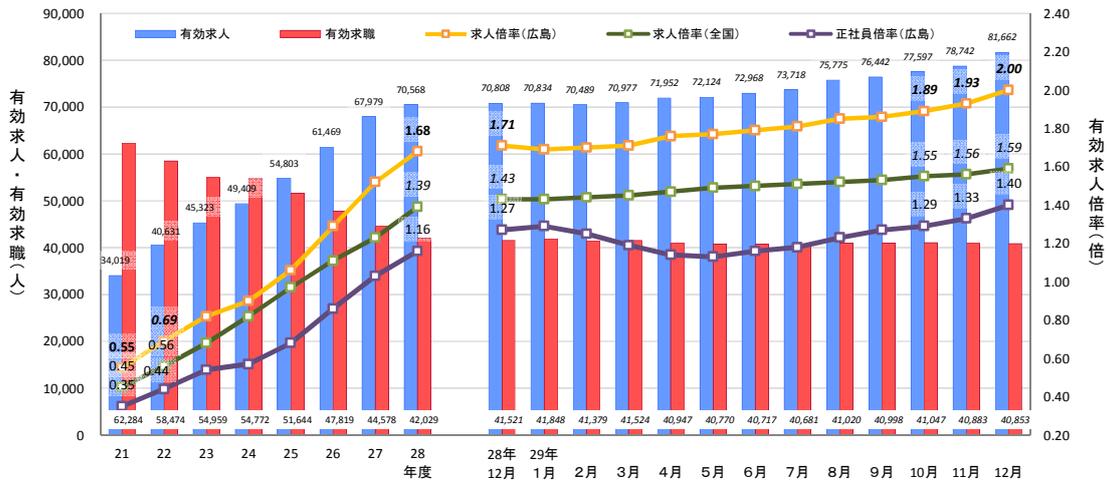
新規求職者数（同）は前年同月を上回った月もあるが、平成 25 年 2 月から減少傾向にある。有効求職者数（同）は平成 25 年 3 月から前年同月比で減少が続いている。

このため、有効求人倍率（同）は平成 22 年 4 月から前年同月を上回る状況が続いている。季節調整後の有効求人倍率も、平成 29 年 11 月に 1.93 倍となった後、更に上昇して、平成 29 年 12 月には 2.00 倍となり、昭和 49 年 5 月以来 43 年 7 か月ぶりに 2 倍台となるなど高い水準となっている。

正社員有効求人倍率（原数値）をみても、平成 29 年 12 月には 1.40 倍になり、集計を取り始めた平成 16 年 11 月以降で最高値となっている。

また、雇用保険関係の指標をみても、月末現在被保険者数が前年同月比で増加する一方で、受給者実人員は前年同月比での減少が続いており、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいる。

有効求人・求職、有効求人倍率及び正社員有効求人倍率の推移



(注)イタリック(斜体)は季節調整値。なお、平成29年12月以前の季節調整値は改訂されている。

3 当局における労働行政の現状と主要な課題

我が国が大きく人口減少社会に転換する中、ここ広島県においては、有効求人倍率がこの1年間で1.7倍台から2.0倍台まで上昇するなど労働力需要がひっ迫してきており、「全員参加型社会の実現」に向けた取組が非常に重要になっている。

このため、広島労働局としては、「全員参加型社会の実現」に向け、働く者がその能力を十分に発揮できる職場環境づくりが極めて重要との観点から、平成30年度においては、特に次の施策を最重点として取組を強力に推進していくこととする。

◆ 労働災害のない安全・安心な職場づくりへの取組

労働災害のない安全・安心な職場づくりは、「労働者の命と健康を守る」労働行政の最大の使命であり、特に現下のような人手不足時代にあっては、一層その取組を強化する必要がある。

とりわけ、昨年は死亡災害が31人と、平成28年の18人から急増したことから、労働災害防止団体等の関係機関と密接に連携しつつ、死亡災害撲滅に重点を置いた労働災害撲滅に向けた取組を強力に進める。

◆ 働き方改革の推進に向けた取組

平成29年3月に決定された「働き方改革実行計画」を進めるために「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が国会に提出される予定であり、各企業において働き方改革が具体的に進められるよう支援する。特に、中小企業・小規模事業者に対する労働時間に関する労務管理の技術的な相談支援や最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業を強力に進める。

◆ 正社員転換、待遇改善への取組

不本意ながら非正規で働く者の正社員化の推進や非正規労働者の待遇改善は日本の活力復活のカギを握る課題であり、「広島県正社員転換・待遇改善実現プラン」等に基づく取組を強力に進める。

また、上記の施策の重要性を広く県民に発信するため、平成 29 年 1 月に、当局独自のキャッチフレーズとして「セーフワーク (Safe Work) ・チェンジワーク (Change Work) ひろしま」を掲げたところである。キャッチフレーズ中の「セーフワーク」は、労働災害のない安全・安心な職場づくりを、「チェンジワーク」は、働き方改革、及び非正規雇用から正規雇用へのチェンジを広く訴えるものであり、広島労働局としては、同キャッチフレーズ及びロゴマークを最大限活用しつつ、広島県の企業が「日本一働きやすい職場」となることを目指し、県下の関係者と一体となって上記の重要施策を推進していく。

(1) セーフワーク (Safe Work) ～「安全で健康に働ける職場づくりへの課題」～

ア 死亡災害大幅増加等に対応した対策の促進

平成 29 年の死亡災害をみると、死亡した労働者のうち経験年数 1 年未満の労働者が、大幅に増加している。

このため、雇入れ時の安全衛生教育の一層の推進を図るとともに、第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）の初年度となる平成 30 年度は、死亡災害撲滅に向けて、13 次防の重点業種である造船業をはじめとする製造業、建設業、陸上貨物運送事業を中心とした取組を推進する必要がある。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者が依然として多い現状にあること等から、メンタルヘルス対策ストレスチェック制度にも取り組む必要がある。

(2) チェンジワーク (Change Work) ～「安心して働ける職場づくりへの課題」～

ア 女性

広島県の女性雇用者数は、平成 27 年には 498,469 人（平成 27 年国勢調査）となり、前回調査（平成 22 年）と比較すると 20,158 人（+4.2%）増加している。また、平成 27 年の女性の年齢階層別労働力率（平成 27 年国勢調査）をみると、M 字カーブの底である 30～34 歳層では 71.4%と前回調査（平成 22 年）に比べ 3.3 ポイント上昇し、M 字カーブの底は年を追うごとに上がってきている。

女性の就業率向上を図るため、地方自治体等と連携しつつ、子育て等により離職した女性の再就職支援を推進する必要がある。

イ 人材確保対策と多様な働き手の参画

平成 29 年 12 月には広島県内の有効求人倍率が 2 倍台に達し、平成 30 年 3 月新規学卒者の就職内定状況（平成 30 年 1 月末日現在）も、大学等では 85.5%（前年同月差 1.7 ポイント上昇）、高等学校では 94.7%（前年同月差 0.9 ポイント低下）で高水準となるなど、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいるが、企業の間では人材不足感が広がっている。

このため、人材不足が顕著な福祉、建設、警備及び運輸の分野をはじめ、企業における人材確保を支援していく必要がある。

また、労働参加率を向上させるため、女性、若者、高齢者、障害者等も含め、誰もが活躍できるような環境整備と就職支援を推進する必要がある。

ウ 企業における正社員転換・雇用管理改善の強化等

広島県の非正規雇用労働者の割合は、平成 24 年には役員を除く雇用者全体の 36.8%（42 万 8,100 人）で、過去最高の水準となった（就業構造基本調査（総務省統計局））。全国の動向を見ると、平成 27、28 年の 2 年間では正規雇用労働者の増加が非正規雇用労働者の増加を上回り、不本意ながら非正規の職に就職している者の割合は前年に比べて低下しているなど、非正規雇用を取り巻く環境に改善が見られるところであり、県内でも同様の傾向にあるものと考えられる。

少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、これからの経済成長にとって、雇用情勢が着実に改善しているこの時機を捉え、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・雇用管理改善を強力に推進し、生産性の向上を図っていくことが重要である。

エ 働き過ぎの解消に向けて

平成 29 年の広島県における総実労働時間は 1,782 時間（全国 1,721 時間）、パートタイム労働者を除く一般労働者の総労働時間は 2,066 時間（全国 2,026 時間）といずれも広島県が全国平均を上回っている。また、平成 28 年の広島県の年次有給休暇取得率は 46.3%（全国 49.4%）と広島県が全国平均を下回っている。

さらに、平成 29 年に広島労働局に寄せられた労働相談のうち、労働時間の相談は、3,693 件、賃金不払残業の相談は、1,200 件といずれも高止まっている。これらのことから、労働基準法の規定の履行確保を強化することはもとよ

り、働き方改革の一層の推進を図ることが重要である。

オ ワーク・ライフ・バランスの実現

病気の治療と仕事の両立、仕事と子育て等の両立を可能とする両立支援制度や柔軟な働き方がしやすい環境整備等ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しが進むことが重要である。

第2 広島労働局行政運営の重点施策

1 総合労働行政機関として推進する重点施策

(1) 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

広島労働局が、各種情勢に対応した雇用・労働対策を推進するなどにより、地域の総合的な労働行政機関として機能し、地域や国民からの期待に真に応えていくためには、労働基準行政、職業安定行政、雇用環境・均等行政及び人材開発行政がそれぞれ連携をより一層密にしていくことが必要である。

このため、複数の行政分野による対応が必要な課題については、労働局幹部がリーダーシップを発揮し、関係部室の連携を図り、労働基準監督署及びハローワーク（以下「署所」という。）と一体となって適時適切に対応していく。

加えて、それぞれの重点課題の対応に当たっては、集団指導、説明会など事業主や労働者が一堂に会する行事等の予定を労働局内で共有し、調整のうえ合同開催とするなど、効果的・効率的に行うための方策を追求し、講じていく。

(2) 地域に密着した行政の展開

地域における行政ニーズに適切に応えていくため、総合労働相談コーナーに寄せられた相談をはじめ、局内各部室で得られた情報について共有し活用に努める。

また、関係行政機関及び関係団体等との連携を図りつつ、合わせて各行政の業務で得られた指標も活用しながら、地域経済情勢や地域における主要産業・企業等の動向等を評価・分析する。その上で適切な行政課題を設定し、局全体として共通認識を持った対応を行う。

特に、平成29年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づく同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、高齢者の就業促進等について、各行政が連携して取組を進める。

なお、広島県との連携に当たっては、平成29年7月に締結した「雇用対策協定」及び「広島労働局雇用施策実施方針」に基づき緊密な連携・協力を努め、定期

的に開催する「労働関係連絡会議」において、労働施策関係情報をきめ細かく提供し、広島県幹部職員と労働施策全般にわたる意見交換を行う。

生活保護受給者等に対して、ハローワークと市町（福祉部門）が一体となった就労支援の充実を図り、就労による自立を促進する。

2 雇用環境・均等行政の重点施策

(1) 働き方改革の推進

企業において、労働者が働きやすい雇用環境を実現するために働き方改革と女性活躍の推進を一体的に取り組むことが重要であり、労働行政が行う支援も雇用環境・均等室を中心に一体的に進めていく。

ア 非正規雇用労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた均等・均衡待遇や正社員転換の取組

(ア) 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇や正社員転換に取り組む事業主への支援

均等・均衡待遇の確保に取り組む事業主に対し、雇用均等指導員を活用し相談体制を充実させるとともに、均衡の取れた賃金決定を促進する職務分析・職務評価の普及を図る。また、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組む事業主に対し、「働き方改革推進支援センター」の活用を促す。

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の拡充された内容について周知を行い、積極的な活用を促す。

(イ) パートタイム労働法の確実な履行に向けた適切な指導等

企業指導に当たっては、パートタイム労働者の働き・貢献に応じた待遇が確保され、一人ひとりの納得性の向上が図られ公正な待遇が実現するよう、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等に重点を置き、実施する。

(ウ) 同一労働同一賃金に関する法制度の周知

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、局内各部と連携し、説明会の開催をするほか、あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知徹底を図る。

イ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等

(ア) 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

働き方・休み方の見直しに向けた取組には、企業経営トップの意識改革や

リーダーシップが重要である。このため長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう局幹部による企業トップへの働きかけを引き続き実施する。

また、中小企業・小規模事業者に対し、弾力的な労働時間制度の労務管理に関する相談支援のために設けた「働き方改革推進支援センター」の活用促進を図る。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直し

年次有給休暇の早期付与の検討等を盛り込んだ改正「労働時間等見直しガイドライン」の周知徹底を図るとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定改善のための助言・指導や、生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や事業主団体に対する「時間外労働等改善等助成金」の活用促進を図る。

ウ 地域における働き方改革推進会議の開催

広島県内における「働き方改革」及び「女性の活躍促進」を一体的・効果的に推進するために組織された「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」に参画し、経済団体・労働団体・行政機関・金融機関・教育機関などの関係機関が一丸となって、「働き方改革」及び「女性の活躍促進」に向け、企業の取組の促進や県内の機運の醸成に取り組む。

(2) 女性の活躍と両立支援の推進

ア 女性の活躍推進等

(ア) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

労働者が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本となるものであることから、積極的な指導等により男女雇用機会均等法及び関係法令の履行確保を図る。

(イ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定促進等

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定等が義務付けられている301人以上の企業について、策定・届出等の履行確保を図るとともに、策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善にあたって必要な助言を行う等により取組の実効性確保を図る。

また、取組が努力義務とされている300人以下の中小企業については、働き方改革の推進のための啓発の機会などあらゆる機会を通じて周知・啓発に

努めるとともに、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」及び本省が全国で実施する「中小企業のための女性活躍推進事業」等の活用を促し取組支援を図る。

イ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

（ア）改正育児介護休業法の確実な履行確保及び周知

希望出生率 1.8 の実現、介護離職ゼロに向け、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成 29 年 1 月及び 10 月から施行された改正育児・介護休業法の確実な履行の確保を図る。

（イ）両立支援に取り組む事業主に対する支援

仕事と家庭の両立を図りやすくするための両立支援制度の整備及び制度を利用しやすい環境整備について、事業主に対し情報提供及び助言を行う。また、育児休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の活用を促す。

（ウ）次世代育成支援対策の推進

地方自治体と連携して、企業における一般事業主行動計画の策定・届出及びくるみん、プラチナくるみん認定取得への取組の更なる推進を図る。

（3）安心して働くことができる環境整備の促進

ア 総合的ハラスメント対策の一体的な実施

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げるもので、社会的関心も高まっている。また、職場におけるハラスメントは、複合的に生じることも多く、解決することが困難な事案となる傾向が高い。

このため、一元的に労働相談等に対応するとともに、一体的にハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促すとともに、相談への迅速な対応を行うとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

また、職場におけるパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備についての情報提供等も積極的に行う。

イ 個別労働紛争の解決の促進

労働問題の「ワンストップ・サービス」の拠点である総合労働相談コーナー

における情報提供・相談、助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの適切かつ積極的な実施を行う。あっせんについては、電話による参加勧奨等を徹底し参加率の向上を図る。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関との連携を深めるとともに、関係機関に係る情報をHPで公開するなど相談者の利便性を高め、個別労働紛争の解決の推進を図る。

ウ 労働契約法等の周知啓発

(ア) 無期転換ルールの周知・啓発

平成30年4月以降、改正労働契約法に基づく無期転換の申込みが本格的に始まっているが、無期転換ルールを意図的に避けることを目的とした雇止め、契約期間中の解雇、無期転換後の労働条件の引下げ等が懸念されるため、改正労働契約法の趣旨を踏まえた対応が行われるよう、あらゆる機会を使って周知を図る。さらに、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、積極的に啓発指導を行い、ルールの円滑な導入を図る。

また、労働者からの無期転換ルールに関する相談を受けた場合には、相談者の意向を踏まえ、執りうる手段を教示するなど、適切に対応する。

(イ) 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

事業場内最低賃金が1000円未満の中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合に、その設備投資等の経費の一部を助成するほか、「働き方改革推進支援センター」において行う賃金引上げのための業務改善等に関する相談支援、各種セミナーへの専門家の派遣について、中小企業・小規模事業者に周知し、積極的利用を促す。

3 労働基準行政の重点施策

当局において、草の根運動として進めていく「セーフワーク (Safe Work) ・チェンジワーク (Change Work) ひろしま」については、労働基準行政の重点施策において実施する以下の取組のうち、特に、「セーフワーク」については「安全で健康に働ける職場づくりへの取組」、「チェンジワーク」については「安心して働ける職場づくりへの取組」において、その周知や啓発を進めていくこととする。

(1) 安心して働ける職場づくりへの取組

ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えている疑いがある事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底する。

特に、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する局長等による指導の実施及び企業名公表の取組を徹底する。

また、使用者、労働組合等の労使当事者が36協定を適正に締結するよう、「時間外労働の限度に関する基準」等に基づき指導を行う。

さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」（仮称）期間として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・監督指導を行う。

(イ) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知・徹底

リーフレット等を活用し、あらゆる機会を通じて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知する。

イ 労働条件の確保・改善対策

(ア) 法定労働条件の確保等

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処する。

なお、同種事案の発生を防止するため、司法処分事案や監督指導結果の事例等を積極的に公表する。

(イ) 労働基準関係法令の周知・徹底

労働基準関係法令の知識が不足していると考えられる事業主、労働者、大学生・高校生に対しては、①平日の夜間・土日に無料で相談を受け付ける「労働条件ほっとライン」、②労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」、③大学生・高校生を対象とした「労働条件セミナー」を通じて労働基準関係法令の周知を図るとともに、相談や情報については、必要に応じ適切に監督指導を実施する。

(ウ) 外国人技能実習生に係る労働条件確保対策の推進

外国人技能実習生については、依然として法定労働条件確保上の問題が

認められるところであり、広島県においては、平成29年9月現在、外国人技能実習生が約13,300人で、愛知県に次ぐ全国第2位であることから、法定労働条件確保のため、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては司法処分を含め厳正に対処する。

(エ) 労働時間法制の見直しへの対応

労働時間法制の見直しに向け、中小規模の事業主に対して、労働時間等のきめ細かな相談支援を行う。労働基準法等の改正法案が成立した場合には、改正法のきめ細かな周知等を行う。

ウ 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。また、最低賃金額の改定等について、労使団体及び地方自治体等の協力を得て使用者及び労働者に周知し遵守の徹底を図るとともに、履行確保のための効果的な監督指導等を行う。

(2) 安全で健康に働ける職場づくりへの取組

ア 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進を図るために、

- ・雇入れ時の安全衛生教育
- ・建設業は、労働災害の約4割を占める「墜落・転落」
- ・製造業は、労働災害の約3割を占める「はさまれ・巻き込まれ」
- ・陸上貨物運送事業は、荷役作業時の死亡災害の8割を占める「5大災害」に重点を置いて対策の徹底を図る。

イ 災害が増加傾向にある第三次産業については、本社本部等を通じて経営トップに対する意識啓発、雇入れ時の安全衛生教育の徹底等を図る。

ウ メンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知、指導を計画的に行い、ストレスチェックの実施の徹底を図るため、50人以上の事業場に対して重点的に周知、指導を行うとともに、50人未満の事業場の助成金制度の利用勧奨を行い、その適切な実施を促進する。

エ 治療と職業生活の両立支援については、引続き「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して関係機関の連携を深め、企業における取組の促進を図る。

(3) 労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償への取組

被災労働者等の迅速な保護のため、労災請求について迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行う。

特に、過労死等事案及び石綿事案については、迅速・適正な事務処理を一層推進する。

4 職業安定行政の重点施策

(1) ハローワークのセーフティネットとしての機能強化

ア マッチング機能の強化

(ア) 求職者に対する就職支援の更なる強化

真に支援が必要な求職者に対して、予約制・担当者制等を積極的に活用し、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を実施し、就職件数 37,220 件(常用)以上の達成を目指す。特に、正社員就職については、正社員求人への応募勸奨を積極的に行うほか、応募書類作成支援、正社員面接会の開催等に積極的に取り組む。

また、雇用保険受給者については、認定日における全員相談等による職業相談窓口への誘導強化により、早期再就職に向けた取組の充実・強化を図る。加えて、早期再就職の意欲が高く、積極的に求職活動を行っている者に対する担当者制の支援や再就職手当等の活用促進、初回講習の内容充実など、給付制限中からの早期再就職に向けた支援を推進することにより、早期再就職件数 11,975 件以上の達成を目指す。

(イ) 求人者に対する充足支援の更なる強化

求人受理時における詳細な求人内容の確認を徹底するとともに、求人・求職の能動的・積極的マッチングを推進するため、計画的な事業所訪問等により、求人者の人材ニーズ・事業所情報の的確な把握に努め、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載内容に係る助言・援助を行う。

また、良質求人の確保に当たっては、雇用管理改善の援助業務とも併せ、正社員求人のほか求職者ニーズの高い求人の確保に重点的に取り組み、とりわけ非正規雇用求人の正社員求人への転換を促す働きかけを強化する。

さらに、求人情報の積極的提供、就職面接会(所内ミニ面接会を含む)や企業説明会の積極的な開催等、求人充足に向けた支援を一層強化し、求人充足件数 39,204 件(常用、受理地ベース)以上の達成を目指す。

イ 職業訓練を活用した就職支援

(ア) 適切な受講あつせん

公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練とも、職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性を高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。

(イ) わかものハローワーク・マザーズハローワークのあっせん機能の強化
わかものハローワーク、マザーズハローワーク等の訓練が必要な者の利用が多いと見込まれる付属施設において、職業訓練に関する的確な情報提供と積極的な誘導・あっせんを行う。

(ウ) 訓練修了（予定）者に対する就職支援の強化
公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練とも、訓練受講者の適切な状況管理を行い、訓練修了時に未就職の者へ積極的な就職支援を行う。

ウ 雇用保険制度の安定的な運用

(ア) 育児休業給付や介護休業給付、教育訓練給付等の制度改善部分をはじめとして、各種給付金業務を適正に運営することによりセーフティネットの役割を果たしていく。

また、平成 29 年 1 月から 65 歳以上の方も適用対象となった高年齢被保険者の周知・広報を引き続き行い、適用基準に沿った加入促進を行う。

(イ) 雇用保険部門と職業相談部門の連携により、再就職手当や移転費の利用促進を図るとともに、広域求職活動費、短期訓練受講費及び求職活動支援役務利用費の適正な活用を促すことにより雇用保険受給者の再就職を支援する。

(2) 人材確保対策や労働生産性の向上等による労働環境の整備

ア 人材不足分野におけるマッチング支援の強化

人材不足分野（福祉、建設、警備及び運輸）については、ハローワーク広島東及びハローワーク福山に設置する「人材確保支援コーナー」を中心に同一労働市場圏内の各ハローワークと地方自治体等との連携により、セミナー、施設見学会、就職面接会等マッチング促進のための取組を積極的に実施し、当該分野への就職及び求人充足の支援を行う。

また、医療分野は、「ナースセンター・ハローワーク連携事業」としてナースセンターとの情報共有等による就職支援を行うほか、保育分野は、「保育士マッチング強化プロジェクト」として保育士求人の情報提供や職場見学と就職面接会を同時に行うツアー型面接会の実施などに重点的に取り組む。

イ 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」や生産性向上の推進

雇用管理制度の改善による「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等について、求人受理や求人充足サービス等あらゆる機会を活用し広く普及・啓発するとともに、人材確保等支援助成金（仮称）等の活用により、事業主自身の主体的な雇用管理改善の取組の促進を図る。

また、人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り賃金アップを実現させた企業への助成や、生産性を向上させた場合の助成の割り増し等、雇用関係助成金の支給を通じ、企業の生産性向上を支援する。

併せて、ものづくり分野を中心とした企業の課題やニーズに対応した訓練の実施、生産性向上に関する課題やニーズに対応した訓練の実施等による人材育成を支援するために、ポリテクセンター内に設置された「生産性向上人材育成支援センター」の活用促進を図る。

ウ 正社員雇用の促進と非正規雇用労働者の待遇改善

（ア）正社員就職の促進

「広島県正社員転換・待遇改善実現プラン」（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年）（以下「地域プラン」という。）に基づき、①正社員求人の確保や求人開拓による良質求人の確保、②求人充足サービスの強化、③正社員求人を対象とした就職面接会や企業説明会等によるマッチングの機会の確保等を強力に推進する。

正社員求人の確保に向けては、ハローワークにおいて、人材不足分野等の事業主に対する雇用管理改善の働きかけとも併せて、非正規雇用求人の正社員求人への転換を促すよう事業主への働きかけを強化する。

また、正社員就職の実現に向けては、非正規雇用での就職希望者等に対する正社員求人への積極的な応募勧奨、担当者制によるきめ細かな支援、正社員求人の積極的な情報提供やマッチングを行うとともに、雇用保険受給者を職業相談窓口へ確実に誘導することにより、早期再就職意欲を喚起し正社員就職を促す働きかけを一層強化する。

とりわけ、長期的にフリーターとなっている者等を重点に「広島わかものハローワーク」及び「わかもの支援窓口」における担当者制による支援、セミナー等の開催、トライアル雇用助成金や求職者支援制度の活用等により正規雇用の促進を図るとともに、就職後の安易な早期離職の防止や職場定着に係る支援を行う。

（イ）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

「地域プラン」に基づき、特に、不本意ながら非正規雇用労働者として働く方をはじめとする非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善に向けて、地方自治体等との連携を図りながら、「キャリアアップ助成金」や公的職業訓練等の活用を促進しつつ、業界団体等への要請や各事業主への働きかけなどを通じ、企業の取組を促す。

(3) 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

ア 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の強化

女性の活躍促進に向け、広島県と一体的に実施している「しごとプラザ マガーズひろしま」、「同ふくやま」及びマザーズコーナー（広島西条、呉及び廿日市所）において、ひとり親家庭や子育てをしながら就職を希望する女性等への就職支援の充実を図る。

具体的には、地方自治体等との連携により、仕事と子育ての両立支援や保育所等に関する情報提供等を行うとともに、託児付きセミナー等を実施する。さらに、担当者制による職業相談・職業紹介や求職者が希望する求人開拓を通じて早期の就職実現を目指す。

また、ひとり親の就職促進に向け、8月の児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体に所の臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。

イ 若者の活躍促進

(ア) 「若者雇用促進法」による総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実

「若者雇用促進法」に基づき、①新卒者募集企業が職場情報を提供する仕組み、②一定の労働関係法令違反があった求人者からの求人不受理、③若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）について、事業主をはじめ関係者に対する周知を図り、取組みを促進する。

(イ) 新規学卒者・既卒者（3年以内）等に対する就職支援の推進

学生等の就職支援を行う学卒ジョブサポーターの定期訪問等による学校との連携強化及び求人開拓、広島新卒応援ハローワークにおける担当者制等によるきめ細かい職業相談・職業紹介の実施等により、就職の促進を図る。

また、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者について、学校等と連携した就職支援を実施するとともに、既卒3年以内の者を対象とした特定求職者雇用開発助成金（3年以内既卒者等採用定着コース）の

活用を促進する。

その他、「広島労働局新卒者就職・採用応援本部」の構成機関である広島県等との連携を図り、就職支援情報等の提供、就職後の定着支援等効果的な就職支援を実施する。

(ウ) 若者と中小企業のマッチングの強化

若者と中小企業のマッチングを強化するため、ユースエール認定制度や「総合的職場情報サイト」への登録勧奨等により、新卒者をはじめとする若者に対する中小企業の情報発信を支援するとともに、就職面接会における重点的なマッチング等を図る。

また、広島県等と連携して実施するインターンシップ促進の取組等を通じて、県内中小企業との将来的なマッチングの向上を図るとともに、就職後の定着支援を推進する。

(エ) フリーター等の正規雇用化の推進

長期的にフリーターとなっている者等を重点に「広島わかものハローワーク」及び「わかもの支援窓口」における担当者制による支援、セミナー等の開催、トライアル雇用助成金や求職者支援制度の活用等により正規雇用の促進を図り、就職後の安易な早期離職の防止や職場定着に係る支援を行う。

さらに、広島県との連携の下、「ひろしましごと館」におけるワンストップ・サービスによる若年者への就職支援を推進するほか、若年失業者やフリーター等を対象に、「若年者地域連携事業」による就職ガイダンス等の就職支援策を推進し、早期離職防止と職場定着を図る。

加えて、若年無業者への就職支援を充実させるため、「地域若者サポートステーション」において、広島県等と協同し、よりきめ細かな支援を行う。

ウ 高年齢者の活躍促進

生涯現役社会の実現のために、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導、啓発の徹底を図るとともに、65歳超雇用推進助成金等の支援制度を積極的に活用し、高年齢者雇用促進のための取組を推進する。求職者については、ハローワーク広島、呉、福山、広島東に設置する生涯現役支援窓口を中心に、高齢者スキルアップ・就職促進事業等を活用しつつ、未経験職種への応募など、選択肢を広げ、再就職を促進する。また、地域においては自治体を中心とした協議会設置の働きかけを行い、生涯現役促進地

域連携事業の実施に向け、周知・啓発・実施のサポート等行う。

エ 障害者、難病・がん患者等の活躍促進

(ア) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

法定雇用率の算定基礎が見直され、精神障害者が加えられることに伴い、平成30年4月1日から法定雇用率の引き上げが行われるため、法定雇用率未達成企業に対する計画的・効率的な達成指導を実施する。

併せて、雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務についても理解促進を継続的に実施していく。

(イ) 精神・発達障害者を支える環境づくり

企業において精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を積極的に活用されるよう、周知啓発に努める。職場における応援者（サポーター）を養成し、障害特性への理解を深めることで、障害者の受け入れや定着を促進していく。

(ウ) 難病患者に対する就職支援

難病患者については、「難病患者就職サポーター」が、広島大学に設置されている「難病対策センター」への巡回相談を実施するとともに、各ハローワークの窓口において、難病患者の特性に応じた、きめ細かい就職支援を行う。

(エ) がん患者等への就職支援

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者について、ハローワーク広島東に就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携の下、個々の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援を行う。

オ 外国人材の活用・国際協力

広島県、広島県留学生活躍支援センターと連携し、外国人留学生の県内企業への就職促進を図るとともに、外国人雇用状況届出制度の適切な運用の徹底を図り、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的に行う。

カ 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

刑務所出所者等に対して、ハローワークと矯正施設・保護観察所等が連携し

て、矯正施設在所中の就職を目指した複数回の職業相談・職業紹介、更生保護施設等への巡回相談や職場定着支援の実施及びトライアル雇用等の支援制度の活用を図るほか、刑務所出所者等専用求人確保及び活用を積極的に進めることにより、就労支援の充実・強化を図る。

(4) 地方自治体との連携による雇用対策

ア 広島県との連携

「広島県雇用対策協定」に基づき、広島県との密接な連携のもとに、女性、若者、高齢者、障害者等の活躍促進及び産業施策と一体となった人材育成とマッチングに取り組む。

イ 広島市との連携

「広島市雇用対策協定」に基づき、ハローワークと区役所が連携して生活面での困難・問題を抱えた住民（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する就労支援の効果的な実施を図る。

ウ 呉市との連携

「一体的実施に基づく協定」に基づき、呉市役所庁舎内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの就労支援窓口を設置し、就労支援の充実強化を図る。

エ 三次市との連携

「三次市雇用対策協定」に基づき、市が行う地域活性化、雇用創出その他雇用に関する施策との密接な連携のもと、雇用の拡大や人材育成を推進する。

オ 地方自治体と連携・協力した雇用対策の推進

就職面接会等の共同開催、各種労働市場情報の提供、地方自治体が行う雇用対策への協力・参画等、積極的に連携・協力することにより地域のニーズを踏まえた雇用対策を推進する。

(5) 地域のニーズに即した公的職業訓練の推進

ア 公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」及びロゴマークについて、広島県や関係機関と連携の上、周知広報に努め、公的職業訓練認知度向上及びさらなる活用促進を図る。

イ 地域訓練協議会の活用等により、地域における求職者の動向や訓練ニーズ

(市町の意見を含む。)を的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を広島県等と連携して策定する。

5 総務関係業務等の重点施策

(1) 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

保有個人情報の管理については、「厚生労働省保有個人情報管理規程」及び「厚生労働省が行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」に基づき、各所属において職員研修や会議等を活用し、すべての職員に対する日常的な意識啓発・注意喚起を行うとともに、管理者による定期的な点検や保有個人情報の取扱いに係る基本動作の徹底励行により、厳正な管理を徹底する。

特に、個人番号(マイナンバー)及び特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)については、各行政機関等が保有する極めて秘匿性の高い個人情報と連動することから、より厳格な管理を徹底する。

また、行政機関の保有する情報に対する開示請求については、「情報公開事務処理の手引き」及び「情報公開法開示・不開示マニュアル」に基づき適切な処理を行い、適正かつ円滑な運用を図る。

(2) 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

ア 労働保険の未手続事業一層対策の推進

特別会計に関する検討の結果の取りまとめ(行政改革推進会議)からの指摘を踏まえ、労働保険の未手続事業を一掃するため、局内・署・所の連携を密にするとともに、加入促進業務の受託団体とも連携し、関係行政機関との通報制度等も活用した、積極的かつ的確な把握を行い、職権成立を視野に入れた強力な加入指導を行う。

イ 労働保険料の収納率の向上

当局の収納率が前年度を上回り、かつ前年度以上に全国収納率に近づけることを重点課題とし、滞納整理、納付督促等の徴収業務を積極的に取り組み、収納率の向上に努める。

特に、高額及び複数年の労働保険料を滞納している事業主については、滞納処分的確な方針等を決定するとともに、納付督促を行ってもなお納付がなされない場合には、納付催告・差押え等の強制措置等を実施する。

また、口座振替制度は、事業主の利便性の向上のみならず、収納率の向上にも寄与することから、利用促進に向けた周知・勧奨を積極的に取り組む。

第3 広島労働局行政運営に当たっての基本的な対応

1 法令遵守の徹底と行政サービスの向上

(1) 法令遵守の徹底

労働行政の円滑な運営には、労使をはじめ国民の信頼を得ることが不可欠である。広島労働局全職員は、当局の「広島労働局法令遵守要綱」を遵守し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、倫理研修の実施や各種会議における法令遵守の周知徹底、コンプライアンスカードの配付など、継続的な取組による倫理意識の醸成に努める。

また、内部の職員等からの法令違反行為に関する通報について、全職員に対して通報受付体制の周知を徹底する。

(2) 行政サービスの向上と維持

国民から信頼される行政を実現するため、親切で、分かり易く、迅速な対応、公平かつ公正な納得性の高い対応、さらには、丁寧な窓口対応に努め、更なる行政サービスの改善・向上を図る。

また、災害発生時における、機動的かつ的確な行政サービスの提供については、災害発生時対応カードの配付等を通じて、防災業務継続計画に基づく非常時優先業務の周知徹底を図るなど、災害発生時における行政サービスの維持対策を講ずる。

2 広報の強化・充実

労働行政の効果的な推進に当たっては、労使団体、地方自治体及び県民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めることが重要であり、労働局長による定期的な記者会見・懇談会に加え、各行政における重要施策、法制度の改正等の動向、主要な統計資料等を分かりやすく適時適切に提供すること等を通じて、マスコミや地域関係者に対して局署所の果たしている役割、各種施策、業務の成果等を周知する。